

川本町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び川本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例平成 17 年川本町条例第 3 号）第 4 条の規定に基づき、令和 2 年度川本町人事行政の運営等について概要を公表します。

令和 3 年 7 月 6 日

川本町長 野坂 一 弥

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員数

(1) 職員の採用状況 (単位：人)

R2. 4. 1 職員数	R2. 4. 2～R3. 4. 1		R3. 4. 1 職員数
	採用者数	退職者数	
59人	1人	1人	59人

II 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	60分(12時00分～13時00分)
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。

(参考) 一般的な勤務時間パターンの例

8:30	12:00	13:00	17:15
勤務	休憩	勤務	

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日 翌年への繰越し 20 日を限度	有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の負傷の場合 やむを得ないと認められる期間 私傷病の場合 引き続き 90 日を超えない範囲内	有給
夏期休暇	夏期における心身の健康の維持及び増進	7 月から 9 月までの期間に 3 日の範囲内	有給
生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2 日以内	有給
産前休暇	出産する予定である場合	出産前 8 週間(多胎妊娠 14 週間)	有給
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間	有給
結婚休暇	結婚する場合	連続する 7 日以内	有給
職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付き添いのため勤務しないことが相当である場合	3 日以内	有給
親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ 1 日～10 日以内	有給
父母、配偶者及び子を追悼する場合	職員が父母、配偶者及び子のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1 日の範囲内	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他	6 月の期間内で必要と認められる	

	の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	期間	無給
介護時間	要介護者の介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	無給
組合休暇	登録された職員団体の業務又は活動をする場合	1暦年につき30日まで	無給
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人等としての出頭	裁判員、証人、鑑定人等として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	現住居の滅失、破損	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7日の範囲内
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
	退職途上の危険回避	災害時において、退職途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	必要と認められる期間
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	一の年において5日以内
	生後満3年に達しない子を育てる場合	生後3年に満たない子を育てる職員が授乳等を行う場合	満1歳までの子は1日120分、満1歳から3歳までの子は1日60分を30分単位として2回
	職員の妻が出産する場合の子の養育	職員の妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	当該期間につき5日以内
子の看護のための休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	

(2) 育児休業制度

(令和2年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる期間	無給

3 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	対象職員数 C (人)	平均取得日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
2,178	610	59	10.3	28.0

(注) 対象期間 暦年(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

4 育児休業の取得状況

(単位:人 令和2年度)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	—	—
	—	—
女性職員	2	—
	1	—
計	3	—

※「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段は令和2年度から育児休業(部分休業)を取得した者。下段は育児休業(部分休業)の期間が令和元年度から令和2年度にかけて引き続いている者の数。

5 介護休暇の取得状況

令和2年度 0日

Ⅲ 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています。（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています。

1 分限処分の状況

(令和2年度)

区 分	降任	免職	休職	降給
勤務実績がよくない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	—	—	—	—
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	—	—	1	—
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	1	—

2 懲戒処分の状況

(令和2年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	2	—	—	—	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	—	—	—	—	2
合計	2	—	—	—	4

Ⅳ 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。（地方公務員法第30条）

この服務の根本原則を具体的実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課せられます。

営利企業等従事許可の状況

(令和元年度)

	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	—
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	—
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	—

V 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員の研修

(令和元年度)

区分	研修名	受講者数 (人)
一般研修	新規採用職員研修	3
	一般職第Ⅰ課程研修	1
	一般職第Ⅱ課程研修	0
	中堅職員選択研修	1
	管理監督者第Ⅰ課程研修(新任係長研修)	1
	管理監督者第Ⅲ課程研修(新任課長研修)	4
特別研修	新規採用職員研修(町独自)	3
	公務員のための地方自治法(初級)(町独自)	1
	契約・入札実務研修	2
	人権・同和研修(島根県主催)	7
	地方公共団体のための源泉徴収研修	1
	交通安全講習会(町独自)	37
	ハラスメントに関する研修会(町独自)	59
	県央地域行政関係者人権・同和问题研修	24
	財務マネジメント研修	2
	県央地域行政関係者人権・同和问题研修	17
	職場マネジメント研修	1
	褒め方・叱り方研修	4
	法制執務基礎セミナー(町独自)	2
	防災危機管理研修	1
	時間管理力向上研修	1
	公有財産管理基礎研修	1
	債権に関する研修会(島根県主催)	4
	人権・同和问题研修会(ハラスメント:県主催)	38
合 計		212

VI 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 安全衛生管理体制

区分	選任状況
安全衛生管理責任者	1名
安全管理者	9名
衛生管理者	1名
産業医	1名
安全衛生委員会	12名

2 福利厚生制度

(1) 職員のための福利厚生活動事業

事業名	事業概要・目的	R2年度決算(千円)
労働安全・衛生事務	産業医の設置を行う	360
健康診断事業	職員に対して、健康診断を行う	848
互助会負担金※	島根県市町村職員互助会負担金	384
合 計		1,592

※互助会は、職員からの掛金（標準報酬月額 of 1.5/1000）と公費からの負担金（標準報酬月額 of 1.5/1000）により運営されており、各種給付金、祝金の給付及び健康増進事業などを実施しています。

3 健康診断の状況 (令和2年度)

健康診断の種類	対象者	受診者
定期健康診断	59人	59人

4 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、又は負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います。（地方公務員法第45条第1項）具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的期間として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われます。

公務災害等の認定状況 (単位：件、令和2年度)

公務災害	通勤災害	計
1	—	1

5 措置要求・不服申し立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られる服申し立てをすることができます（同法49条の2第1項）。

川本町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を島根県人事委員会に委託しています。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
令和元年度中において、勧告はありませんでした。
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況
令和元年度中において、是正の指示はありませんでした。